

児童手当の受給には申請が必要です!

児童手当制度は、中学校卒業までの児童を養育している方を対象に児童手当等を支給し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

■支給対象

中学校卒業までの児童を養育している方
※15歳の誕生日後の3月31日まで

■支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

■支給時期

原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■認定請求について

出生や転入等で新たに受給資格が生じた場合、認定請求書の提出が必要です(公務員の場合は勤務先へ提出)。

認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

〔認定請求に必要な添付書類等〕

- ①健康保険被保険者証の写し
※請求者が被用者である場合
- ②請求者名義の金融機関口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ③請求者及び配偶者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ④本人確認書類(運転免許証など) ⑤印鑑
- ⑥その他、必要に応じて提出する書類あり

続けて児童手当を受給するには、現況届の提出が必要です!

現在、児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は、毎年6月1日における状況を記入し、引き続き児童手当等を受給する要件があるかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

〔現況届に必要な添付書類等〕

- ①健康保険被保険者証の写し
※受給者が被用者である場合
- ②その他、必要に応じて提出する書類あり

■提出期限 6月29日(金)

※現在、児童手当を受給している方には、個別に現況届の用紙を送付します。必要事項を記入し、押印のうえ、必要書類を添えて申請先まで提出してください。

申請先・問合せ 福祉子ども課 ☎029-353-7265(直通)

平成30年度 七会診療所の診療応援医師が決定しました

診療応援医師とは、勤務医が院外業務等で不在の場合、代わって診療を行う医師のことです。

■診療応援医師

病院名	所属	氏名	病院名	所属	氏名
茨城県立中央病院	消化器内科部長	天貝 賢二 先生	茨城県立中央病院	総合診療科医員	市毛 博之 先生
	副院長兼地域支援局長	鐙木 孝之 先生		総合診療科医員	中村 真季 先生
	臨床検査センター長	秋島 信二 先生		総合診療科医員	境 達郎 先生
	循環器センター長	武安 法之 先生	水戸中央病院	外科部長	小栗 裕 先生
	緩和ケア部長	三橋 彰一 先生	石岡第一病院	管理者	舘 泰雄 先生
	総合診療科部長	関 義元 先生		院長	吉野 浄 先生
	総合診療科部長	関 昇子 先生		内科医師	舘 有紀 先生
	救急科医長	関根 良介 先生		内科医師	寺下 雅洋 先生
	消化器内科医員	石橋 肇 先生		内科医師	橋本 信二 先生
	消化器内科医員	本多 寛之 先生			

■診療案内

【医科】 ☎0296-88-2012

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:30	●	●	休	●	●	●	休
14:00～17:00	●	●	診	●	●	●	診

【歯科】 ☎0296-88-2040(予約制)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	●	●	休	●	●	●	休
13:00～17:00	●	●	診	●	●	●	診